



プレミアム付商品券

取扱店募集

あま市では、10月から所得の少ない方・子育て世帯向けにプレミアム付商品券を販売します。

その販売に伴い、プレミアム付商品券の取扱店を募集します。

募集資格等については、「あま市プレミアム付商品券取扱店募集要項」をご覧ください。

商品券の概要

- ・発行予定総額：3億6,250万円（最大）
 - ・所得の少ない方・子育て世帯主の購入希望者に額面500円の商品券10枚を1冊（5,000円分）として4,000円で販売
- ※購入希望者1人5冊まで購入可能

商品券
販売期間 令和元年10月1日から
令和2年2月28日まで

商品券
使用期間 令和元年10月1日から
令和2年3月31日まで



あま市公認キャラクター
あまえん坊

問合せ・
申込先

あま市商工会 あま市甚目寺東大門8番地（甚目寺会館 2階）
TEL: 052-442-8831 FAX: 052-443-1515

発行元

あま市役所 建設産業部産業振興課
あま市木田戌亥18番地1（本庁舎） TEL: 052-441-7114

あま市プレミアム付商品券取扱店募集要項

1 趣旨

所得の少ない方・子育て世帯に対する10月からの消費税・地方消費税引き上げに伴う影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起することを目的として、プレミアム付商品券（以下「商品券」という。）を販売し、その商品券の取扱店を募集します。

2 申込資格

あま市内において事業を営み、かつ店舗を有する事業所。
ただし、次のいずれかに該当する場合は、対象外とします。

- (1) 商品券が利用できない商品・サービスのみを取り扱う事業所。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している事業所。
- (3) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や公序良俗に反する営業を行っている事業所。

3 申込方法

「あま市プレミアム付商品券取扱店申込書」に所定の事項を記入及び押印し、あま市商工会（あま市甚目寺東大門8番地 甚目寺会館2階）に申込みを行ってください。

複数の店舗がある場合は、各店舗単位で申込みを行ってください。

取扱店の登録料は、無料とします。

4 申込期間

令和元年7月31日(水)までに申込みの手続きが完了した事業所は、あま市及びあま市商工会の公式ウェブサイトにて周知するとともに、商品券購入希望者等へ配布するチラシに掲載します。

それ以降、令和2年2月28日(金)まで受付を行い、あま市及びあま市商工会の公式ウェブサイトにて周知します。

5 商品券の概要

(1) 発行予定総額

最大で額面総額 3億6,250万円

※商品券には、通しナンバー等の偽造防止策を施します。

(2) 商品券の購入対象者

市内の所得の少ない方及び子育て世帯主

(3) 額面及び販売価格

額面：1冊 5,000円（500円券×10枚）

販売価格：1冊 4,000円

(4) 購入限度数

- ・所得の少ない方：1人5冊（25,000円分）まで
- ・子育て世帯主の方：子どもの人数×5冊（25,000円分）まで

(5) 商品券販売期間

令和元年10月1日(火)から令和2年2月28日(金)まで

(6) 商品券使用期間

令和元年10月1日(火)から令和2年3月31日(火)まで

(7) 注意事項

- ・おつりは出ません。
- ・商品券の1回あたりの使用限度額は、10万円以下とします。
- ・商品券の紛失及び破損等による再発行は行いません。
- ・いかなる理由があろうとも、使用可能期間を超えての使用はできません。また、換金及び返金も行いません。
- ・商品券の追加販売及び購入対象以外への販売等を行いません。

(8) 商品券は、次に掲げる物品及び役務の提供に使用することはできません。

- ・不動産、金融商品、出資、債務、保険料、税金や使用料（水道光熱費等）など

- ・一般的に流通する商品券(ビール券、図書券、酒券など)、切手、官製ハガキ、印紙、プリペイドカード等換金性の高い物の購入
- ・たばこ
- ・仕入等の事業資金
- ・車両等高額な商品で消費喚起と認められないもの
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業店(キャバレー、まあじゃん屋、ぱちんこ屋、スロットマシン店等)への支払い

6 商品券の換金

取引により商品券を受け取った取扱店が換金を行う方法は、次のとおりとする。

- (1) 商品券の換金については、あま市が指定する金融機関及び支店(以下「指定金融機関」という。)のみで行い、取扱店が所有する指定金融機関の口座を利用し、換金額を入金するものとします。

なお、取扱店は、換金に利用する口座は事前に登録してください。その取扱店の口座情報については、換金作業の効率化を図るため、登録した指定金融機関と情報を共有します。

- (2) 指定金融機関は、次のとおりです。

大垣共立銀行	甚目寺支店 七宝支店	いちい信用金庫	甚目寺支店 七宝支店
十六銀行	美和支店	中日信用金庫	甚目寺支店
愛知銀行	美和支店	J A 海部東	甚目寺支店
名古屋銀行	甚目寺支店		七宝支店
岐阜信用金庫	美和支店		伊福支店
愛知信用金庫	七宝支店		美和支店

- (3) 取扱店の換金手数料は、無料とします。

- (4) 商品券の換金を受けようとする取扱店は、あま市商工会が発行する取扱店登録証を持参のうえ、商品券の裏面に登録取扱店名を記入した当該商品券及び指定金融機関に設置の「あま市プレミアム付商品券換金申込書」(以下「換金申込書」という。)に換金に関する情報を記載し、登録した指定金融機関に提出してください。

- (5) 指定金融機関は、商品券及び換金申込書の突合を行ったうえで換金額を確定し、その換金額を取扱店の登録口座へ原則として5営業日以内に入金するものとします。

- (6) 換金期間は、令和元年10月17日(木)から令和2年4月16日(木)までの期間とします。

この期間を過ぎたものは、いかなる理由があろうとも換金に応じません。

- (7) 商品券の譲渡及び売買等は禁じます。

7 取扱店の責務

取扱店は、次にあげる事項を遵守しなければならない。

なお、あま市又はあま市商工会は、取扱店がこれらに反する行為があったと判断したときは、取扱店資格を取り消すものとし、その責は負いません。

- (1) 登録に関する虚偽又は不正行為を禁じます。

- (2) 配布する商品券取扱店ステッカーを商品券の利用者に分かりやすく、見やすい場所に提示してください。

- (3) 消費喚起の趣旨に反する行為を禁じます。

- (4) 商品券が偽造されたものと判別できる等の不正使用が明らかな場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察及びあま市役所 建設産業部産業振興課に連絡してください。

- (5) 商品券を換金する際は、商品券の裏面に登録取扱店名を記入してください。

- (6) 換金目的での商品券の購入はできません。

- (7) いかなる理由があろうとも、換金期間を超えての換金はできません。

- (8) 商品券の譲渡及び売買等を禁じます。

- (9) 商品券を仕入等の事業資金に使用できません。

- (10) 商品券の1回あたりの使用限度額は、10万円以下とします。